

2006年10月1日

(社)日本労働安全衛生コンサルタント会

(社)日本労働安全衛生コンサルタント会

支部ニュース

新 潟 支 部

発行人 支部長 田 村 三樹夫

(第 13 号)

〒957-0111 北蒲原郡聖籠町真野1553
鈴木労働安全コンサルタント事務所内
TEL 0254-27-6011
FAX 0254-27-6011

労働局の姿



新潟労働局労働基準部
安全衛生課長 立 原 新

社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会新潟支部の田村支部長はじめ会員の先生方には、日頃より私も労働行政とりわけ労働安全衛生対策の各種施策に、御理解と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、県内の労働災害の発生状況に目を向けてみますと、各方面の努力の結果、長期的には減少してきておりますが、昨年は対前年比で9・5%もの大幅な増加となる2,919人の方々が労働災害に遭われており、そのうち37人の方々の尊い命が失われております。これを受け、労働局では、労働災害の確実な減少を平成18年度行政運営の最重要課題に掲げ各種施策に取り組んでいるところですが、今年上半年期の状況は、死亡は14人

と前年同期比で2人減少しているものの、休業災害は1,222人で、前年同期に比べて176人と16・8%もの増加となっているなど、憂慮すべき事態となっています。

また、労働者の健康面では、何らかの所見を有する労働者が4年連続で50%を超えており、常に全国平均より高い有所見率を示しております。

行政としましては、労働者の安全と健康確保対策を進めていくため、引き続き、墜落災害や機械への挟まれ・巻き込まれ災害といったいわゆる従来型災害防止の徹底、アスベスト使用建築物の解体作業におけるアスベストの飛散防止及び暴露防止措置の徹底、過重労働による健康障害防止対策等に取り組んでいくこととしておりますが、特に、

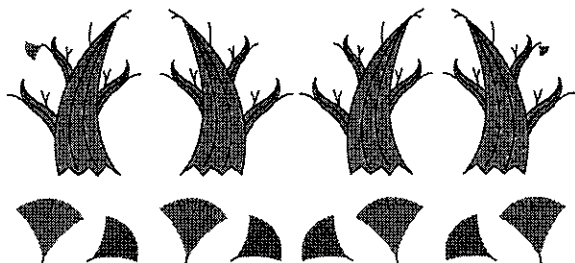
今後、労働災害防止対策を一層推進させていくための鍵となるのは、昨年の安全衛生法改正で努力義務化されたリスクアセスメント手法の普及・定着にかかっているのではないかと思っています。

この、リスクアセスメントは、人間は間違いを犯すものという前提に立ち、職場に存在する危険の芽を洗い出してこれを除去するための手法であり、従前の労働者の注意力に頼る手法から一歩踏み出したものといえます。また、将来的に労働安全衛生マネジメントシステムへの取組へと発展させる場合にも重要な位置づけとなるものです。

貴会におかれては、従前から労働安全・衛生の専門家として、各事業場における安全・衛生水準の向上に御貢献をいただいているところでありますが、新潟県内の労働災害発生状況等を十分に認識いただき、事業場の安全衛生診断、指導等に際しましては、積極的に、このリスクアセスメントの手法を普及させていくことにも御配慮いただきながら、より一層の安全衛生管理体制の充実を図らせていただき

ますようお願いいたします。

おわりに、日本労働安全衛生コンサルタント会新潟支部の益々の御発展と会員の皆様の御健勝を祈念いたしまして、私の所感とさせていただきます。



支部長挨拶

労働安全衛生法の改正と 企業の社会的責任

新潟支部長

田村 三樹夫

(労働安全衛生コンサルタント)

最近では企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)が問われる時代となり、平成18年3月の労働安全衛生法の改正と相まって、今後は更に労働安全衛生マネジメントシステム(OHMS)の普及促進が期待できる状況となりました。その結果、中小企業のみならず大企業でもコンサルタント等安全衛生専門家のアウトソーシング化が加速することを期待しております。

なお、この規格は現在審議中ではあるものの、国際ガイドライン文書に対する日本案は日本規格協会のWebサイトで確認でき、企業が社会的責任を果たすための具体的な対象や要素として考慮すべき事項として、次の様に記しています。

ここでは、①法令等の執行・

遵守を行う。②人権については、影響力の及ぶ範囲内で、取組むこと。③雇用においては、人間尊重の運営を追究し、良好な人間関係を維持・発展させ、職場の安全衛生や従業員の健康管理等(OHMS)に取組む。④製品またはサービスにおいては、受益者が求める物を、宣言した品質で提供するとともに、その維持・改善に努め、受益者の信頼と満足を得ること(QMS)。⑤安全・情報セキュリティにおいては、活動に係る直接的・間接的な影響を未然に守ることが求められる。⑥環境においては、社会の持続可能な発展のために、環境に配慮した活動を展開すること(EMS)。⑦更に国際貢献をするにあたっては世界全体の幸福を追求するために、途上国など地域社会の発展に貢献すること。などが望ましいとされています。

このように企業を取巻く社会環境がめまぐるしく変化する時代ですが、労働災害の一層の減少を図るためには、労使が一丸となって、改正法に盛り込まれたリスクアセスメントを実施し、その結果に基づいてリスクを低

減させることが必要であり、「労働者の安全と健康を最優先する企業文化」を確立することが最重要と考えます。

なお、私も労働安全衛生コンサルタントは、これらの取組みや導入に際しまして、ご協力・ご支援できるものと確信致しておりますので、お気軽にお問合せ願います。



労働安全・衛生 コンサルタントの 視点

リスクアセスメント雑感

副支部長

矢崎 芳直

(労働安全衛生コンサルタント)

リスクアセスメントの説明パンフレットから断片的で恐縮ですが、

リスクアセスメントの考え方、「利用可能な情報を用いて危険源及び危険状態を特定し、当該危険源及び危険状態のリスクを見積もり、かつ、その評価をすることによって、当該リスクが許容可能か否かを判断すること」、意義、「多くの事業場ではヒヤリハットやKY活動、安全衛生パトロール等を実施し危険有害要因を見付け出し、事前に安全衛生対策を立てる取り組みも広い意味でリスクアセスメントのひとつといえるが、本来リスクアセスメントは、これら経験的な手法に対し、体系的、理論的に進める点に特徴がある」、期待効果のうちのひとつに、「リスクレベル(低減対策の緊急性)を踏

まえ、技術・人材・資金などを総合的に考え対策を検討できるので、費用効果の観点から合理的な対策が実施できます」等の説明があります。

設備保全を説明したこんな文章がありました。

設備保全は、「設備が導入された後の運転、保全、廃却、更新の段階が対象で設備を通じた生産性向上のための管理活動のことであるが、より広い意味を込めて生産保全ともよばれる。設備保全の手段は大きく分けて①事後保全 ②予防保全 ③改良保全 ④保全予防で、一部は設備計画の段階からの活動も含まれる」と説明され、ライフサイクルアセスメントへの配慮や生産性向上に触れています。

リスクアセスメントは安全第一、マネジメントシステムの大きな柱として、PDCAサイクルを回しながら設備面ではライフサイクルコストにも配慮し、運転・保全等のマン・マシン系では怪我や災害の危険源や危険状態のリスクを予め見積もり、評価し、必要な対策を講ずること、設備では改良保全や保全予防の対策を図り、ヒューマン

エラー発生へのハザードに対応した作業マニュアルを持つことと、重大災害の発生防止を図れること、また見直し作業では生産性向上に寄与するものが見出せるものであると考えます。

ところで、リスクアセスメントについて

① 作業者も現状作業及び設備に慣れ親しんで特に見直し改善を図る必要は無い。

② 労働災害は生産活動以外の不安全行動によるものでリスクアセスメントでの効果は期待できない。

③ 組織体制整備の人員の問題とか、導入した結果の成果は望めるだろうか。
等のご意見も伺うことがあります。

一般の事業所では事故・災害が発生すれば、安全衛生委員会を開催し事故原因の調査・分析が行われ再発防止の対策を決定し作業者に通知をする、また毎月の委員会では規定の作成、教育の実施計画、設備や原材料にかかわる危険の防止、その他がおこなわれることになっていきます。事故・災害対策の委員会は「事故や災害が起きてから」で

すから事後保全に相当します。しかし各事業所では今までの経験や過去の災害事例、或いは安全パトロール、ヒヤリハット、KY活動等を基に作業標準・手順書でヒューマンエラー発生防止に努められているので、予防保全レベルでしょうか。

このような安全活動をされている事業所はリスクアセスメントを導入できる素地はお持ちです。見方を変えて現状を計画的に広い範囲を長期間のサイクルも考慮に入れて見直し、安全第一で、新しい技術の採用による技術改善等も含めた生産性の向上も図るためのものでもあり、組織体制の件は小規模事業所であれば安全衛生委員会を基本に立ち上げ長期計画の中で体制を整えることも考えられるので、最初は少しずつでもPDC Aサイクルを回すことができれば導入ができるという理解を頂き、導入を躊躇されている事業所に少しでも早く導入を図られるようにお勧めしたいと考えます。

中小企業における

リスクアセスメントの導入について

支部事務局長
鈴木 武男
(労働安全コンサルタント)

今回の法改正において、事業者の自主的安全衛生活動の取組みを促進するため、事業場における危険性又は有害性等の調査(いわゆるリスクアセスメント)が義務付けられました。中小企業において、リスクアセスメントを導入するにあたり、いくつかの問題点をクリアする必要があります。あると思われ。

まず、事業場に安全衛生管理規定がないか、あってもその内容が実態にそぐわない内容であれば、安全衛生管理規定を整備して、その事業場の安全衛生活動がその規定に基づいて活動できるようにする必要があります。

一般的に、安全衛生管理規定が整備されていない事業場では、作業開始前点検、定期自主検査、新入者教育あるいは採用時の健康診断などが実施されていないケースが多くあります。当然、各級管理者の役割が明確でなく、組

織的な安全衛生活動が行われておりません。

そうした事業場に対して、実態に合った安全衛生管理規定作りを事業場の関係者と話し合いながら、進めていくうちに、設備点検要領や新入者教育要領などの整備の必要性が理解されてきます。そうした必要な規定類を整備するにあたり、実施計画を策定してもらいますが、計画の様式をPDC Aが回し易いものにしてもらいます。すなわち、計画したもののが、計画通り実行されたかを検証し、評価する欄を設け、毎月の安全衛生委員会等で検証・評価してもらいます。そうした作業を通じて関係者の安全衛生に対する理解が深まってきます。

そうした下地を作った後に、リスクアセスメント導入研修に進むことが可能となります。最近、構内下請や派遣労働者が多く就労しており、そうした実態に合った規定作りは難しくなる一方ですが、そうしたときにこそ、コンサルタントの腕の見せ所だと思えます。

労働災害は予知

できるのでしょいか?

支部理事(研修委員会)
鈴木 直夫
(労働安全コンサルタント)

今盛んに国内のいろいろな機関が「東南海・南海地震」の予知の研究をおこなっています。新聞等を読みますと「大地震の直前には、地下水位や温泉の水位・温度が変わる」とか、「大地震の直前には、地中(?)から電磁波が出る」、または「大地震の前には地殻変動が急速に進むのでそれらの異常を観測すれば大地震がある程度予知できる」、などの説があるそうです。あるいはロシアのある機関の研究によれば「大地震では、直前のその震源地域を包む大気圧の変化が原因している。大きな高気圧、低気圧の特別の配置で地殻に巨大な応力が作用して岩盤の破壊に至る。この前の中越地震も、〇〇地震も、△△地震も予知したよ」と先日のテレビで放送していました。ナマズの挙動を真剣に観測している研究者もおられるとのこと。

さて、「労働災害は予知できる

のでしょうか？」私は「かなりの確率で予知できる、従って労働災害の予防もできる」と考えます。それも「大金をかけた観測網」も、「学者先生の援助」も必要ありません。

一番身近な方法は「現場でのヒヤリハット事故、赤チン事故」を徹底的に原因究明し根本的な対策をすることでしょう。

例えば、機械に指を挟まれそうになって「ヒヤっ」とします。それで済むか、「指先を数センチ切断してしまい、後遺症が残る労働災害」になるか？「その差は、わずかに1秒」です。「ヒヤリハット」は、実は99%まで労働災害になりかけたのです。「背筋が寒くなった命がけの労働災害の予知実験」が「ヒヤリハット事故・アカチン事故」です。

「ヒヤリハット」で済んだのは、実は幸運で偶然と考えるべきではないでしょうか。

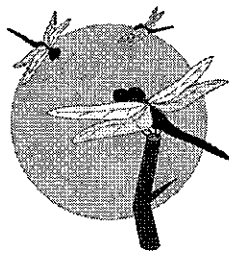
この「幸運なヒヤリハット」の原因を徹底的に追究して根本対策をすれば「労働災害ゼロ」も夢ではないでしょう。根本対策のときに「皆で気をつけようぜ」だけでは不十分で、例えば、

インターロック付の安全ガードを追加するか、必ず「設備側の安全対策」も忘れないようにしたいものです。

「人間は、誤りを犯すもの、人間はうっかりするもの」を前提に、機械設備を安全化して、作業者が仮に「ぼけっ」としていても、重大な労働災害、重大な事故だけは起きないようにしたいものです。

それについても、1年半前のJR西日本・福知山線の重大事故も現場の運転手の「ヒヤリとした体験」を取り入れて設備の安全化をしていけば未然に防げたのでは？と悔やまれます。

私ども、日本労働安全衛生コンサルタント会は、これらの労働災害を未然に防ぐプロ集団です。お気軽にご相談ください。



労働安全衛生コンサルタントとしての改正労働安全衛生法・規則への対応 —安全管理者選任時研修講師養成講座に参加しての感想—

労働衛生コンサルタント
五十嵐 俊彦

今回の安衛法・安衛則の改正ポイントはたくさんありました。ここでは、安全管理者の資格要件の見直し（平成18年10月施行、安衛則第5条）に関して、個人的な取り組みについて述べさせていただきます。

以前より、労働安全コンサルタントの野原石松さんの安全管理基礎講座「労働衛生コンサルタントの為の安全管理」に刺激されており、安全管理の重要性を意識してまいりましたが、具体的な行動を躊躇してまいりました。今回、折からの安全管理者選任時研修必修化の改正を知り、東京安全衛生教育センターでの安全管理講座「安全管理者選任時研修講師養成コース（5日間合宿）」に参加することにしました。研修内容は、ほぼRSTと同様ですが、座学においては労働安全衛生

生マネジメントシステム、リスクアセスメント、指導案作成法が主体でした。また、参加者の討議・発表・役割演技に多くの時間が割かれており、とても実践的でした。出席者は18名で、労働基準監督署、中災防、労働基準協会、トヨタ・佐川急便安全管理部、社労士、及び、労働安全衛生コンサルタント2名でした。

本講座から安全管理規程、作業手順書、小集団活動、マネジメントシステム・リスクアセスメント・災害事例検討等の重要性を再認識できました。現在、産業医研修会と作業主任者技能講習でしか話す機会がありませんが、重大災害による死亡が増加傾向にあることを認識して、就業形態の多様化に対応した安全衛生管理体制を構築する為にも、安全管理者の重要性を説いてゆきたいと思っております。

石綿問題について

労働衛生コンサルタント
鈴木 弥寿春

7月末時点での紹介と感想を述べさせていただきます。

現在、「石綿障害防止総合相談員」として職務に当たらせていただいております。初めてのことが多く戸惑っています。早く慣れて公的施策へ協力できるよう努めたいと思います。

当初、私が第一に思ったことは、「遅発性」の石綿の現状を労働衛生5管理で考えた場合、離職者の管理は健康管理しかなく、ここで管理されなければ無管理になってしまっているのではないかという事です。ですから、就業中の予防のための5管理と、「離職後の健康管理の妥当性」が重要で研究されるべきではと思っています。

第二に、1年前のクボタショックにおいては、取扱い工場による被害対策という動きだったと思いますが、今のメインは建材除去や代替化や健康管理のように思えます。これは、複数の事業をパラレルに推進しているようなので、効率的に進めるために「進捗状況の把握とPDCA」が必要だと思えます。

第三に、石綿技術は未完成で日々進展しており、将来において再検討されることが予想されるため、「記録」が重要であると

思います。例えば、今、有害ばく露を受けても「遅発性」の場合、この変動期を5W1H等で記録しておかないと将来水掛論等になると思うのです。

第四に、工学的に気になるのは、負圧機の「圧損特性と養生強度」です。例えば、各圧損による風量減少にどれ位誤差をみているか、養生において外気変動対策と部位による補強の工夫をどうするかなど、計画書段階でどのようにフォローするかについて検討して行きたいと思えます。

以上、まとまりのない私的な見方で恐縮ですが、暫定報告として寄稿しました。

これからは、先生方のご教授をいただきながら、少しでもお役に立てるよう努力したいと思えます。

よろしくお願い申し上げます。

化学物質等のリスクアセス

メントの背景と課題

支部理事(広報担当) 長 沼 毅
(労働衛生コンサルタント)

平成17年11月に改正され平成

18年4月に施行された労働安全衛生法(以下、法という。)では危険性・有害性の調査及び必要な措置の実施を事業者に求めています。

本稿ではその背景と課題について要旨を記述いたします。

1. 改正労働安全衛生法とリスクアセスメントの努力義務

法第28条の2では安全管理者を選任しなければならない業種の事業場では職場における労働災害発生の芽(リスク)を事前に摘み取るため、設備、原材料等や作業行動等に起因する危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)を行い、その結果に基づき、必要な措置を実施するように努力義務が定められています。

また、化学物質等で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのある物に係る調査は全ての事業場が対象となります。これらを受けて、平成18年3月に「化学物質等による危険性又は有害性等の調査に関する指針」(化学物質リスクアセスメント指針)が策定されました。

2. 化学物質等による労働災害の発生状況

化学物質等と労働災害の発生状況をみると次のとおりです。

① 化学物質等による休業4日以上の急性中毒等の疾病者

H9年386人、H10年309人、H11年229人、H12年302人、H13年254人、H14年287人、H15年311人、H16年284人と近年、増減を繰り返しています。

② 原因物質別にみると、「有機溶剤中毒予防規則等特別規則」の規制対象物質以外の化学物質等による疾病が半数程度を占めています。

また、「特別規則の規制対象物質」の疾病でも、当該化学物質等の作業に係る適用がないものも見られます。

③ 職業がんによる労災補償状況(新規支給決定を行った疾病者)

H9年度38人、H14年度94人、H15年度141人と増加しています。また、石棉にさらされる業務による肺がん・中皮腫がH9年

度22人、H14年度78人、H15年度123人、H16年度186人、H17年度72人と大きな増加傾向がみられます。

3. 労働災害防止とリスクアセスメント

②によれば、「有機溶剤中毒予防規則等特別規則」を遵守していても、化学物質等による労働災害の半数は防げないということとなります。このため、特別則の枠組みを超えた予防策が必要となり、この手法として「リスクアセスメント」の導入が努力義務として導入されることとなりました。

4. リスクアセスメントに関する現時点の問題点
リスクアセスメントは既に世界各国で研究・運用がなされ、一つの学問領域と言っても過言ではありません。多くの成書があり、いざ運用という段階では戸惑ってしまうほどです。

しかし、現在実務面では次の問題が挙げられます。

① 手法の選択が事業者まかせであり、また、選択のた

めの具体的判断基準などがガイドライン化されていないこと。

② 実施したリスクアセスメント結果の妥当性評価の手法が明確でないこと。

③ 化学物質については「化学物質リスクアセスメント指針」で危険・有害性が掲げられているにも関わらず有害性(健康障害防止)の方だけが先行し、爆発・火災など化学安全に関して教育の機会や公的な成書が少ないこと。

5. コンサルタント等専門家の関与

4. に示したようにリスクアセスメントについては問題点もあり、現在関係団体において整備・普及段階で化学に関する知識の乏しい事業場では、実務面で多くの課題があります。

ここで、私たち労働安全衛生コンサルタントが関与することは事業者にとっても多くのメリットがあり、化学物質ばかりでなく、総合的な安全衛生水準向上への展開の端緒になることと期待されます。

新入会員紹介

氏名 興 栢 建 郎

(昭和20年8月20日生)

支部入会

平成18年4月

登録種別

労働衛生コンサルタント

保12789

勤務先

独立行政法人労働者健康福祉機構

新潟産業保健推進センター

(電話)025(227)4411

(FAX)025(227)4412

Email: ikegaki@snpd.jp

<http://www.snpd.jp>

(所在地)

〒951-8055

新潟市礎町二ノ町2077番地

朝日生命新潟万代橋ビル6階

他の資格

日本外科学会 外科専門医

日本消化器外科学会 認定医

日本医師会 認定産業医

日本人間ドック学会 人間ドック認定指定医

定指定医



労働衛生コンサルタント
興 栢 建 郎

平成17年3月に労働衛生コンサルタント(保健衛生)の資格を取得しました。新潟支部のことは知っていたのですが、入会の方法が判らず、今年の入会になりました。現在は新潟産業保健推進センターに18年4月から勤務しています。元々は外科医で水原郷病院に勤務していました。視力の低下と、手術に対する心理的負担の過剰が、かなりストレスとなっており、外科医として仕事ができなくなっていましたので、この辺で転職と心の底では感じていました。しかし決心はしたものの、転職はやはり心の負担が大きく、暫くはうつ状態でした。最近ようやくうつ状態を抜け出しつつあります。労働衛生の方は、本来専門でな

く、産業医をいくつ引き受けて此の方面を楽しんでいますが、まさか自分が新潟産業保健推進センターに来ると思ってもみませんでした。産業医や産業保健スタッフの支援を主な事業としていますが、今後とも皆様のお力で、新潟県の産業保健活動に少しでも貢献できたらと思っています。資格は取ったものの労働衛生コンサルタントの責任は重く、研修会の度に力不足を感じています。今後とも御指導よろしくお願い申し上げます。



氏名

井 筒 威 久

(昭和17年10月17日生)

支部入会

平成18年4月

登録種別

労働安全コンサルタント

土11852

事務所名

井筒威久労働安全

コンサルタント事務所

(電話)025(205)2868

(所在地)

〒950-2002

新潟市青山4-6-15

サーパス青山901



労働安全コンサルタント
井 筒 威 久

本年4月、新潟支部の会員として皆様方のお仲間に加えていただきました井筒です。新潟県民、新潟市民になりましたのは昨年平成17年5月。ご縁がありましたので青森市から越してまいりました。

労働安全コンサルタントの登録は平成14年4月。その後3年間青森県内で実務に携わりましたが、恥ずかしながら取り立てて申し上げるほどの実績はあげておりません。

前職は、ある小規模な建設会社の土木現業部門一筋でしたが、退職前の数年間安全管理部署に席を置き、それがきっかけとなってこの道に進むこととなりました。

資格を得てからは本部・支部

の研修を、生涯にわたる自己学習の貴重な機会と位置づけて可能な限り受講してきましたが、今後とも種々の機会を捉えて資質の向上に努めてまいれる所存です。



氏名 山本 芳比古
(昭和23年4月14日生)
支部入会 平成18年4月
登録種別 労働安全コンサルタント

勤務先 若築建設(株)北陸支店
〒2156

(所在地) 〒950-0087
新潟市東大通1-2-23

事務所名 やまもと労働安全
コンサルタント事務所
(電話・FAX) 0480(32)9009

(所在地) 〒345-0035
埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西

他の資格 6-1-15-5-102
1級施工管理技士(土木、建築、管
工事)、浄化槽設備士、コンクリー
ト技士、測量士



労働安全コンサルタント
山本 芳比古

平成16年度(第32回)の労働安全コンサルタント試験(土木)に合格し、18年4月に新潟支部に入会させていただきました山本です。

入社当時埼玉県の上越新幹線高架橋工事から始まり、アラブ連合共和国エジプトのスエズ運河の拡張・拡張工事、東京都埼玉県における共同溝工事、下水道工事、放水路工事、道路アーチ橋工事、常磐新線駅舎新築工事等の施工管理・安全管理を工事担当、主任技術者、監理技術者、現場代理人等で約30年担当してきました。

また、平成15年6月に、新潟に転勤になり、北陸支店安全環境部に配属、支店の安全衛生年度計画の立案、支店管内の職員教育、管内安全パトロール等を

行っています。

労働災害による死傷者数は、長期的には減少傾向で推移し、死亡者数も、平成10年度には、2,000人を割り込み、平成17年度は、1,514名となり、下げ止まり傾向になっています。

建設業の労働災害は、「墜落・転落災害」、「重機による挟まれ災害」、「第三者災害」が三大災害としてあげられます。これまでの労働安全は、労働者の教育・訓練により、人間の注意重視(ヒヤリ・ハット、危険予知、ゼロ災)による事故防止に努めてきました。また、日本人の勤勉さもあり、多くの事故防止に貢献してきました。

先行足場等の導入により設備面の改善は進んでいますが、現場での作業者の不安全行動・ヒューマンエラーを未然に防ぐ、経験豊かな現場リーダーが減少し、事故を、事前に見抜き、防ぐ事ができなくなっています。

また、現場を隅々まで回り、目、耳、現場の感覚、それに今まで経験で培った勘を持って事故を未然に防ぐリーダーが必要であります。現場は、日々変化しており、巡視の時間を増やして

も現場で働く作業員の安全を重視した施工管理がますます重要となってくると考えます。

2006年4月より、危険性又は、有害性の調査等(リスクアセスメント)の導入が行われ、その有効性としては、「これまでは、事故がなかったから安全であるから、事故は完全には無くないが、前もって手を打ってあるから安全である。」という「安全文化の創造」が必要になってくると思われれます。

今後、労働安全コンサルタント活動を実践していくノウハウについて、諸先輩方のご指導を頂きながら、経験を積み重ねて行きたいと思っております。何卒よろしくお願い申し上げます。

支部トピックス

支部事務局長

鈴木 武男

○新潟支部第14回定時総会

平成18年6月17日、新潟東映ホテルにて開催され、平成18年度の事業計画等を探りました。本年の事業計画として新たに取組むものに、次のものが挙げられます。

一 本年9月20日から22日に行われ、新潟市で開催される全国産業安全衛生大会および日本産業衛生学会へ当支部として積極的に協力することとし、支部会員参加者に参加費の一部を補助することとし、また、日本産業衛生学会へ賛助金で協力することとします。

二 昨年度まで実施してきた厚生労働省委託事業の中小企業自主的安全衛生支援事業は昨年度末で終了となりましたが、県内で継続の要望があることから、当支部独自の事業で、無料・巡回「安全衛生相談センター」を開設することとなり、豊島会員を事務長として新たに体制を整

備して取り組むこととしました。
三 役員改選の結果、昨年度と同じ役員で執行することになりました。

支部長 田村三樹夫

副支部長 羽尾博隆

同 矢崎芳直

事務局長 鈴木武男

理事 長沼毅、野口修也、

鈴木直夫

監事 木村英雄、高橋良政

○支部業務部に3名の新会員

本年度に入り、支部業務部に3名のフレッシュな新入会員を迎え、支部活動の活性化が期待されます。

興梠 建郎 (衛生)

山本 芳比古 (安全)

井筒 威久 (安全)

○無料・巡回「安全・衛生相談センター」

支部独自事業として次の活動を展開します。

一 相談内容を労働安全・衛生とする。

二 相談員は支部業務部会会員で希望する者とする。

三 相談センターに関する広報は、支部ホームページおよび

関係機関への訪問あるいは文書送付とする。

四 相談員の稼働に対し謝金を支払う。

○全国産業安全衛生大会

9月20日から23日にかけて、新潟市で全国産業安全衛生大会が開催され、21日の中小企業分科会において、当支部の豊島豊秀会員が、特別報告を行い、たんぼ計画アドバイザーとしての活動を通じ、中小企業等の安全衛生活動の水準を向上させた事例を発表しました。

○日本産業衛生学会 第16回産業医・産業看護全国協議会

9月20日から24日にかけて、新潟市で日本産業衛生学会、産業医・産業看護全国協議会が開催され、当支部から中平浩人会員が企画運営副委員長として準備・運営を総括的に担当し、田村三樹夫会員(支部長)が顧問として産業衛生技術部会において「有機溶剤の作業環境改善」について講演した他、松井一光会員、長沼毅会員(理事)、野澤幸男会員、興梠建郎会員が企画運営委員として各種プログラムで指導・

運営にあたりました。

○第11回労働安全衛生コンサル

タント制度推進月間
3月、企画委員会においてコンサルタント制度推進月間計画を作成し、それに基づいて関係機関へリーフレットを配付し、労働安全衛生コンサルタントについてのご理解を得る広報活動を展開しました。

○安全衛生推進者養成講習

新潟県労働基準協会連合会が主催する安全衛生推進者養成講習の講師を当支部から、8名の会員を推薦しました。既に7月から講習が始まり、来年2月まで県内4会場において開催されます。

○たんぼ計画8年目を迎える

団体安全衛生活動援助事業(たんぼ計画)は8年目に入り、本年度新潟労働局管内で2団体が指定され、現在6名の会員がアドバイザーチームとして指定団体の指導にあたっています。

倫理綱領

昭和57年9月25日制定
平成18年4月1日改正

(前文)

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント(以下「労働安全衛生コンサルタント」という。)は、常に安全衛生に関する経験を積み、その技術及び知識の充実と向上に努め、すべての働く人びとが安全で健康に働くことができる環境を確保することを使命とし、安全衛生の充実を通して社会の発展に寄与し、労働安全衛生コンサルタントの名誉と権威を高めなければならない。

社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

